

三芳町国民健康保険に加入の皆さんへ 70歳未満の高額療養費制度が1月から変わります

高額療養費の自己負担限度額が下記の内容に変更されます。(70歳以上の人は自己負担限度額に変更はありません。)

☎ 住民課保険年金担当 内線 153～158

■高額療養費制度とは…窓口負担額が、一か月間（1日から月末まで）に一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。



■平成26年12月まで

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者*	150,000円 + (医療費の総額 - 50万円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

*1 上位所得者とは、基礎控除額後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯。所得申告がない場合も上位所得者とみなします。

*2 過去12か月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

■平成27年1月以降

所得区分	所得要件 「総所得金額等」*3	3回目まで	4回目以降
上位所得者	901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

*3 「総所得金額等」＝総所得金額（収入総額－必要経費－給与所得控除－公的年金等控除等）－基礎控除（33万円）

医療費が高額になりそうなときは限度額適用認定証をご利用ください

「限度額適用認定証」は、医療費の支払額が、一定額（自己負担限度額）を超えて高額となるとき、窓口での支払を法定の自己負担限度額までにとどめることができます。認定証が必要な人は、交付申請をしてください。

平成27年度

小・中学校の 臨時職員募集

2月2日(月)から13日(金)までの期間、臨時職員を募集します。履歴書を持参し、役場5階学校教育課窓口で申込書に必要事項を記入し、提出してください。後日選考を行います。

☎ 学校教育課指導担当 ☎ 522・523

特別支援学級助員 募集人数…若干名

勤 町内小中学校の「特別支援学級」に勤務。担任の補助 / 資 満22歳以上で教員免許状のある人 / 案 1日7.75時間、週5日。日給8,700円 / 期 4月1日～9月30日まで。更新あり。

学習指導員 募集人数…若干名

勤 町内小中学校に勤務。教育活動・生徒指導の補助 / 資 満22歳以上で教員免許状のある人 / 案 1日5時間、週5日。時給990円。 / 期 4月1日～7月31日まで。更新あり。

教育支援員 募集人数…若干名

勤 町内小中学校に勤務。教育相談・授業等の補助 / 資 満22歳以上で学校教育に理解のある人 / 案 1日5時間、週5日。時給920円 / 期 4月1日～7月31日まで。更新あり。

特別支援教育支援員 募集人数…若干名

勤 町内小中学校に勤務。個別の教育支援が必要とされる児童生徒の授業等で補助 / 資 満22歳以上で特別支援教育に関心のある人。 / 案 1日5時間、週5日。時給920円 / 期 4月1日～7月31日まで。更新あり。

英語指導員 募集人数…若干名

勤 町内小学校に勤務。英語活動の補助 / 資 満22歳以上で英語検定2級程度の資格がある人 / 案 1日5時間、週5日。時給990円。 / 期 4月1日～7月31日まで。更新あり。

理科支援員 募集人数…若干名

勤 町内小学校に勤務。理科の実験補助等 / 資 満22歳以上で理科教

育に関心のある人 / 案 1日5時間、週1日～3日。時給920円。 / 期 4月1日～翌年3月26日までの間で175日

さわやか相談員 募集人数…若干名

勤 町内中学校「さわやか相談室」に勤務。教育相談活動にあたる / 資 満22歳以上で教員免許状等のある人 / 案 1日5時間、週5日。時給990円。 / 期 4月1日～9月30日まで。更新あり。 ※夏季休業日中に1日勤務あり。冬季休業日中は勤務なし。

①教育相談適応指導員 募集人数…若干名 ②適応指導補助員 募集人数…若干名

勤 教育相談適応指導教室に勤務。児童生徒の学校復帰に向けた支援、教育相談活動にあたる / 資 満22歳以上で教員免許状等のある人 / 案 ①1日7.75時間、週5日。日給8,700円 / ②1日5時間、週5日。時給990円 / 期 ①4月1日～9月30日まで。更新あり。 ②4月1日～7月31日まで。更新あり。

学校事務員 募集人数…若干名

勤 町内小中学校に勤務。学校事務の補助 / 資 満22歳以上で学校教育に理解のある人 / 案 1日4時間、週5日。時給830円。 / 期 4月1日～7月31日まで。更新あり。

学校司書 募集人数…若干名

勤 町内小中学校に勤務。学校図書館の図書整理・貸出等の活動を行う。 / 資 満22歳以上で図書館司書または司書教諭の資格を有する人 / 案 1日4時間、週5日。時給890円 / 期 4月1日～7月31日まで。更新あり。

4 川越税務署から申告に関するお知らせ

☎ 川越税務署 ☎ 235-9411 〒350-8666 川越市大字並木452-2

●申告受付について

平成26年分の所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告期間と納付期限等は次のとおりです。 **なお、平日以外の受け付けは2月22日・3月1日の日曜日に川越税務署で行います。**

▶申告の受付場所…川越税務署

▶受付時間…8:30～ ▶相談時間…9:00～17:00

税目別申告期間と納付期限

税目	申告期間	納付期限
所得税および復興特別所得税	2月16日(月)～3月16日(月)	3月16日(月)
消費税および地方消費税	3月31日(火)まで	3月31日(火)
贈与税	2月2日(月)～3月16日(月)	3月16日(月)

※川越税務署へはできるだけ公共機関を利用し、お越しください。 ※作成された申告書等は、必要書類と一緒に郵送等で提出できます。 ※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。 ※申告書作成に時間がかかるため、午後4時ごろまでにお越しください。

▶公的年金等にかかる雑所得以外の所得で主なもの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与・パート収入等	給与などの収入金額－給与所得控除 ※給与等の収入金額が85万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。
雑所得（公的年金等以外）	個人年金、原稿料等	総収入金額－必要経費
配当所得 *注	株式や出資の配当等	収入金額－株式などの元本所得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金等	(総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】) × 1/2

※注…上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。

5 申告書等の作成は便利なホームページで

☎ 川越税務署 ☎ 235-9411 〒350-8666 川越市大字並木452-2



税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で所得税などの申告書等が作成できます。税務署に出向かずに作成できますので、ぜひご利用ください。

▶「確定申告書等作成コーナー」でできること

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。作成した申告書等は、印刷して添付書類と一緒に税務署へ郵送等により提出することができます。また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信することもできます。(e-Taxで送信する場合は、事前準備が必要です)

印刷して提出した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

▶「確定申告書等作成コーナー」の種類など

平成26年分の確定申告書等作成コーナーは、作成する帳票により次の4つに分けられます。

- 1 所得税および復興特別所得税の確定申告書作成コーナー
- 2 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
- 3 消費税および地方消費税の確定申告書作成コーナー
- 4 贈与税の申告書作成コーナー

パソコン操作に関する問い合わせは☎0570-01-5901 (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク) まで

【ヘルプデスクの受付時間】

1月中旬～3月16日(月)は9～20時、それ以外は9～17時まで(土日祝日、12月29日～1月3日は利用できません)

※受付時間は変更になる場合があります。

●公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

年金受給者の皆さんの申告手続きの負担を減らすため、平成23年分の所得税から「確定申告不要制度」が創設されました。下記に該当する場合、所得税、復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

▶確定申告不要制度対象者

下記の1、2のいずれにも該当する人

1. 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

▶制度対象者でも確定申告が必要な場合

1. 所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合
 2. 確定申告書提出が要件の控除適用を受ける場合
- 制度対象者でも住民税の申告は必要です。詳しくは最寄りの税務署までお問い合わせください。